

補 足 事 項

(補足事項 1)

本件業務に配置される現場責任者（広島市委託契約約款第8条に既定する現場責任者）は受注者の被雇用者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）でなければなりません。

なお、被雇用者の雇用期間の要件及び雇用関係の確認方法については、建設工事に係る現場代理人の確認方法（参照先：「広島市ホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)」→「事業者向け情報」→「都市整備」→「公共事業の情報化と技術管理」→「公共事業の情報化と技術管理（技術管理課）」→「工事受注者の方への一覧」→「建設工事に係る現場代理人、主任（監理）技術者の雇用関係」）に準じます。

(補足事項 2)

本件業務の施行について、本市の承諾なしに各作業の開始・完了時期の変更を行った場合、必要な資格者を配置しなかった場合など、契約を違反した受注者に対し、書面により警告を行うなど厳しく指導します。契約内容を変更する必要が生じた場合は本市と協議の上、承諾を得て業務を履行してください。

また、こうした指導に従わない事実を確認した場合には、指名停止措置、さらには契約解除を行うこともありますので、業務の入札に参加される方は十分留意してください。

なお、指名停止措置を受けた場合は、受注者は、指名停止期間中、本市の入札に参加できなくなります。（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱）

契約を解除した場合は、受注者は、「資格取消し」となり、3年間、本市の入札に参加できなくなります。（広島市契約規則第2条、物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱）

(補足事項 3)

仕様書等に含まれる「公園緑地等維持管理標準仕様書（令和7年1月改訂（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部）」は緑化推進部公園整備課（市役所6階）及び各区役所維持管理課で閲覧できます。

また、広島市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) → 「事業者向け情報」 → 「公園・緑化」 → 「広島市の公園・緑地」 → 「公園緑地等維持管理標準仕様書／道路・公園緑化ガイドライン／公園共通代価表」でダウンロードできます。

(補足事項 4)

本件業務では、調査について下請を入れる場合、業務打合せ簿（公園緑地等維持管理標準仕様書の提出書類様式のうち様式8）により本市へ承諾願を提出するものとします。公園緑地等維持管理標準仕様書の提出書類様式の末尾に掲載している記入例を参考に、下請についての承諾願を作成・提出し、あらかじめ本市の承諾を得てください。

(補足事項 5)

本業務で取りまとめを行う「街路樹現況調査表（別紙3参照）」については、調査対象（中区 78路線、東区 27路線、南区 48路線、西区 102路線、安佐南区 101路線、安佐北区 57路線、安芸区 30路線、佐伯区 74路線）である路線、樹種及び幅員毎で分けた調査表に位置図を貼り付けたExcelデータを整えているため、契約後に本市からExcelデータを提供することとしている。また、「現況調査集計表（別紙4参照）」についても同様に整えているExcelデータを提供することとしている。